

北海道表彰事務取扱要領

平成10年4月1日人事第40号総務部長通達
一部改正…平成10年8月28日人事第538号
一部改正…平成10年9月1日人事第554号
一部改正…平成11年4月1日人事第39号
一部改正…平成11年7月23日人事第403号
一部改正…平成12年3月31日人事第1154号
一部改正…平成13年4月1日人事第1179号
一部改正…平成13年5月10日人事第167号
一部改正…平成14年3月28日人事第1077号
一部改正…平成15年3月25日人事第1177号
一部改正…平成16年3月25日人事第10892号
一部改正…平成16年5月18日人事第272号
一部改正…平成17年3月28日人事第1693号
一部改正…平成18年3月31日人事第2126号
一部改正…平成20年4月30日人事第239号
一部改正…平成21年3月30日人事第2041号
一部改正…平成22年3月29日人事第2110号
一部改正…平成24年3月27日人事第2257号
一部改正…平成25年3月28日人事第2230号
一部改正…平成25年6月28日人事第594号
一部改正…平成26年3月28日人事第2360号
一部改正…平成27年3月24日人事第2409号
一部改正…平成28年3月31日人事第2733号
一部改正…平成30年3月28日人事第2530号
一部改正…令和2年5月7日人事第258号
一部改正…令和3年3月29日人事第2569号
一部改正…令和5年8月8日人事第1045号
一部改正…令和7年3月26日人事第3576号
一部改正…令和7年6月24日人事第834号
一部改正…令和8年3月16日人事第3601号

第1 趣 旨

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号。以下「規則」という。）に基づく本庁の各部局が所管する表彰事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（表彰状による表彰）

第2 表彰の基準等

- 1 表彰の対象は、原則として生存者とする。ただし、前回の表彰決定後に死亡した者で、特に功績が顕著な者については表彰の対象とすることができる。
- 2 表彰の種類、表彰の基準及び表彰者数は、別表第1のとおりとする。ただし、在職（従事）年数の換算率、通算方法等の細部の審査基準は所管部局において定めるものとする。

なお、基準年数に満たなくとも、近似の年数であり、かつ、功績が対象者と同程度と認められる場合は対象にできるものとする。

3 前項の基準に該当するものであっても、次の各号の一に該当するものは、表彰の対象としないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (6) その他表彰することが適当でないと認められるもの

4 国の表彰等を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しないものとする。ただし、北海道功労賞については、この限りでない。

5 前各項に定める表彰の基準等により難しい場合は、事前に人事課給与服務担当課長に協議するものとする。

第3 表彰状を受けるものの審査等

1 人事課給与服務担当課長は、北海道功労賞を受けるべき個人又は団体については、北海道功労賞表彰候補者選考委員会の選考に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

2 文化振興課長又はスポーツ振興課長は、荣誉賞又は荣誉をたたえて（以下「荣誉賞等」という。）を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するとともに、人事課給与服務担当課長に合議するものとする。

3 文化振興課長は、北海道文化賞又は北海道文化奨励賞（以下「北海道文化賞等」という。）を受けるべき個人又は団体については、北海道文化審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

4 科学技術振興課長は、北海道科学技術賞又は北海道科学技術奨励賞（以下「北海道科学技術賞等」という。）を受けるべき個人又は団体については、北海道科学技術審議会の意見に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

5 所管部局の課長は、北海道社会貢献賞、北海道産業貢献賞又は北海道善行賞を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

なお、課長による審査に代えて、所管部局ごとに選考委員会を設けて審査することができるものとする。

- 6 スポーツ振興課長は、北海道スポーツ賞を受けるべき個人又は団体については、北海道スポーツ推進審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

第4 表彰状を受けるものの決定

- 1 次の各号に掲げる表彰を受けるものについては、知事が決定するものとする。
 - (1) 北海道功労賞
 - (2) 栄誉賞等
 - (3) 北海道文化賞等
 - (4) 北海道科学技術賞等
- 2 前項の各号以外の表彰を受けるものについては、原則として所管部局の長が決定するものとする。ただし、所管部局において、道政の重要施策への関連や時期の話題性等により、重要な表彰と認めるものについては、知事が決定するものとする。

第5 受賞者の公表

受賞者の公表に係る事務は人事課において行うこととし、所管部局の課長は、受賞者の決定後、速やかに別記様式2を作成し、人事課給与サービス担当課長へ提出することとする。

第6 旅費の支給

表彰を受けるものには、原則として旅費を支給しないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、人事課給与サービス担当課長と協議の上、支給することができるものとする。

第7 受賞者台帳の整備

所管部局においては、受賞者の住所、氏名、主な経歴、表彰の事由その他必要と認める事項について台帳を作成し、備え置くものとする。

第8 表彰に係る要綱等の合議

所管部局において表彰事務に係る要綱等を制定し、又は改廃しようとする場合は

人事課給与サービス担当課長に合議するものとする。

(感謝状による表彰)

第9 所管部局

この要領に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関する事務は、当該贈呈の対象となる功績に係る事務を所管する部局において行うものとする。

第10 感謝状を受けるものの決定

- 1 感謝状を受けるものについては、所管部局において選考し、所管部局の長が決定するものとする。ただし、所管部局において、道政の重要施策への関連や時期の話題性等により、重要な感謝状と認めるものについては、知事が決定するものとする。

なお、新たに感謝状を贈呈する場合は、感謝状を受けるものについて所管部局において選考し、人事課給与サービス担当課長に合議するものとする。

- 2 前年度に感謝状を贈呈したものの実績について、別記様式3により4月30日までに人事課給与サービス担当課長に報告するものとする。

(賞状による表彰)

第11 所管部局

この要領に定めるもののほか、賞状の贈呈に関する事務は、当該贈呈の対象となる功績に係る事務を所管する部局において行うものとする。

第12 賞状の贈呈

- 1 新たに賞状を贈呈しようとする場合は、贈呈の趣旨及び賞状を受けるものの決定方法等について、人事課給与サービス担当課長に合議するものとする。
- 2 賞状による表彰のうち、外部への出賞で、表彰の対象となる事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、出賞の対象とはしないものとする。
 - (1) 主催するものの営利を主眼とする事業又は公共の福祉に反すると認められる事業
 - (2) 個人が主催する事業

第13 賞状を受けるものの審査等

- 1 賞状を受けるもの（外部への出賞の場合を除く。）については、所管部局にお

いて表彰に係る功績等を審査し、所管部局の長が決定するものとする。ただし、所管部局において、道政の重要施策への関連や時期の話題性等により、重要な賞状と認めるものについては、知事が決定するものとする。

- 2 外部に出賞する場合においては、所管部局は賞状を受けたものについて、主催者から報告を受けるものとする。
- 3 前年度に賞状を贈呈したものの実績について、別記様式3により4月30日までに人事課給与サービス担当課長に報告するものとする。

第14 賞品又は賞金のみ贈呈による表彰

賞状に代えて賞品又は賞金を贈呈して表彰する場合においては、第15の3の規定を準用する。

なお、この場合において、優勝旗、カップ、トロフィー等は、原則として持ち回りとする。

(その他)

第15 副賞

- 1 表彰状による表彰（榮譽賞等を除く。）の副賞の額は、次によるものとする。ただし、特にこれによりがたいと認められる場合は、人事課給与サービス担当課長と協議の上、当該副賞の額を増額することができる。

表彰の種類	副賞の額
北海道功労賞	100,000円
北海道文化賞	80,000円
北海道文化奨励賞	40,000円
北海道科学技術賞	80,000円
北海道科学技術奨励賞	40,000円
北海道社会貢献賞	8,000円
北海道産業貢献賞	8,000円
北海道善行賞	8,000円
北海道スポーツ賞	8,000円

- 2 榮譽賞等の副賞の額は、その都度知事が定める。
- 3 感謝状又は賞状による表彰の副賞の額は5,000円以内とする。ただし、特にこれによりがたいと認められる場合は、人事課給与サービス担当課長と協議の上、増額することができるものとする。

第16 表彰状等

- 1 表彰状、感謝状及び賞状は、別表第2のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、当該表彰状等の規格によらないことができる。
- 2 前項に定める表彰状等の用紙は、人事課において作成し、交付する。ただし、A2判の用紙はこの限りではない。
なお、表彰状等の浄書に係る事務は所管部局において行うものとする。

附 則（平成10年4月1日人事第40号）

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年8月28日人事第538号）

この要領は、平成10年8月28日から施行する。

附 則（平成10年9月1日人事第554号）

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日人事第39号）

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月23日人事第403号）

この要領は、平成11年7月23日から施行する。

附 則（平成12年3月31日人事第1154号）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日人事第1179号）

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月10日人事第167号）

この要領は、平成13年5月10日から施行する。

附 則（平成14年3月28日人事第1077号）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日人事第1177号）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日人事第10892号）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月18日人事第272号）

この要領は、平成16年5月18日から施行する。

附 則（平成17年3月28日人事第1693号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日人事第2126号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日人事第239号）

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日人事第2041号）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日人事第2110号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日人事第2257号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日人事第2230号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日人事第594号）

この要領は、平成25年6月28日から施行する。

附 則（平成26年3月28日人事第2360号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日人事第2409号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日人事第2733号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日人事第2530号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月7日人事第258号）

この要領は、令和2年5月7日から施行する。

附 則（令和3年3月29日人事第2569号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月8日人事第1045号）

この要領は、令和5年8月8日から施行する。

附 則（令和7年3月26日人事第3576号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月24日人事第834号）

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 1 6 日人事第 3 6 0 1 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

表彰の基準及び表彰者数

所管部 総務部

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数
北海道功労賞	功 労 者	本道の経済、社会、文化等の発展に貢献し、その功労が特に顕著なもの	5
北海道社会貢献賞	納 税 功 労 者	納税功労者 (個人) 15年以上 (団体) 10年以上	20
	自 治 功 労 者	道政功労者 北海道議会議員の職にあった者 10年以上	25
	教育関係功労者	私学教育功績者 学校法人理事、私立学校長、関係団体役員 20年以上 私立学校一般教職員 30年以上	5
	防災功労者	防災対策の推進に関して特に功績があったもの 5年以上	3

所管部 総合政策部

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数
北海道社会貢献賞	国際交流・協力功労者	国際交流・親善及び協力の推進に貢献し、その功績が顕著なもの	4
	海外移住功労者	本道出身の移住者で、移住事業の推進、移住先国の経済発展、国際親善等に尽力し、その功績が顕著なもの	10 (一国あたり)
	統計関係功労者	統計功労者 30年以上	50
	自 治 功 労 者	市町村自治功労者 市町村長 12年以上 市町村議会議員 16年以上 副市町村長、収入役、職員 30年以上	60
北海道科学技術賞	科学技術関係功労者	科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもの	3
北海道科学技術奨励賞	〃	科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待されるもの	5

所管部 環境生活部

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数	
栄 誉 賞	広く道民に敬愛され、道民に希望と活力を与えているもの	文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功労が特に顕著なもの		
栄 誉 を た た え て	〃	文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功労が顕著なもの		
北 海 道 文 化 賞	本道の文化の向上発達に貢献しているもの	芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの	3	
北海道文化奨励賞	〃	芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であって、かつ、今後の活動が期待されるもの	3	
北海道社会貢献賞	消費生活関係功労者	消費者保護推進功労者 10年以上	5	
	地域活動推進功労者	地域活動推進功労者及び団体 住民運動実践功労者及び実践団体 ボランティア活動として他の模範となる団体、グループ及び個人でその事績が顕著なもの (団体、グループ、個人) 5年以上	15	
	青少年健全育成功労者	青少年健全育成推進功労者 10年以上	14	
	交通安全功労者	交通安全功労者及び優良実践団体 (個人) 15年以上 (団体) 10年以上	20	
	環境衛生関係功労者	循環型社会推進功労者	10年以上	5
		水道事業功労者 (個人) 15年以上 (団体) 10年以上	5	
		水道に関する有益な調査、研究、発明、発見者		
	自然保護関係功労者	野生鳥獣保護功労者 (個人) 20年以上 (団体) 10年以上	5	
自然保護功労者 (個人) 20年以上 (団体) 10年以上		5		

北海道社会貢献賞 (つづき)	社会事業関係 功労者	更生保護功労者 保護司	15年以上	25
	男女平等参画社 会づくり功労者	男女平等参画社会づくり功労者	10年以上	3
北海道善行賞	交通安全実践者	交通事故防止のため、交通安全運動に積極的に参加し、 その努力が他の模範となるもの		100
北海道スポーツ賞	成績優秀者	スポーツの競技会において特に優れた成績を収めたもの		
	振興寄与者	スポーツの振興に寄与したもの		5

所管部 保健福祉部

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準		表彰者数	
北海道社会貢献賞	医療関係功労者	地域医療功労者	10年以上	12	
		優良医療職員	20年以上	5	
		優良看護職員	20年以上	15	
		救急医療功労者	10年以上	2	
		介護老人保健施設事業功労者 (施設の長)	20年以上	4	
		(従事者)	20年以上	8	
		保健衛生関係 功労者	公衆衛生功労者	10年以上	5
			食生活改善功労者 (個人)	20年以上	5
			(団体)	10年以上	
			調理師功労者及び優良調理師	20年以上	12
	母子保健功労者 (個人)		20年以上	3	
	(団体)	10年以上			
	生活衛生関係 功労者	食品衛生功労者	10年以上	15	
		食肉衛生功労者及び優良従事者	10年以上	4	
		生活衛生功労者	20年以上	6	
建築物環境衛生功労者		10年以上	2		

北海道社会貢献賞 (つづき)	薬事関係功労者	薬事功労者 (個人) 20年以上 (団体) 10年以上	5
		献血推進功労者 (個人、団体) 5年以上	10
	社会事業関係功労者	社会事業功労者 民生委員、児童委員 15年以上 社会福祉事業施設従事者 (施設の長) 20年以上 (従事者) 20年以上 社会福祉事業団体関係者 (団体役員等) 20年以上 (共同募金運動奉仕者) 20年以上 (その活動が他の模範となるものにあつては 10年以上) (共同募金運動奉仕団体) 10年以上	218
		社会保険関係功労者	国民健康保険事業功労者 (個人) 20年以上 (国民健康保険診療報酬審査委員会 委員にあつては10年以上) (団体) 10年以上
障がい者自立活動者及び支援功労者		障がい者が、自らその障害を克服し、現在自立した日常生活又は社会生活を営み、社会活動に参加するなど、他の模範となるもの、並びにこれらの方々の自立と社会参加に尽力し、その功績が顕著なもの	15
北海道善行賞	優良里親	委託里親として、養育指導に尽力し、その功績が顕著なもの	10
	優良ひとり親家庭	ひとり親家庭が自立更生し、他の模範となるもの	14

所管部 経 済 部

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数
北海道社会貢献賞	障がい者雇用関係功労者	障がい者雇用優良事業所及び障がい者の雇用促進に貢献した団体又は個人で、その業績が顕著なもの (事業所、団体、個人) 10年以上	3

北海道社会貢献賞 (つづき)	建設雇用改善 優良事業所	建設労働者の雇用改善に積極的な活動を展開し、その効果が顕著な中小建設事業所	4
北海道産業貢献賞	商工鉱業関係 功労者	商工鉱業功労者 (個人) 20年以上 (鉱業(坑内)関係従業員については10年以上) (役員) 15年以上 (団体) 10年以上	60
	観光事業関係 功労者	観光事業功労者 (個人) 20年以上 (役員) 15年以上 (団体) 10年以上	10
	労働関係功労者	認定職業訓練功労者 10年以上 13 卓越した技能者 25年以上 24	
北海道善行賞	優良勤労障がい 者	障がい者の就職者で他の模範となるもの	4

所管部 農 政 部

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数
北海道産業貢献賞	農業関係功労者	農業団体等功労者 農業協同組合功労者 (職員) 20年以上 農業共済事業 " (役員、委員) 15年以上 農業委員会等 " 15年以上 土地改良事業 " 10年以上 その他農業団体 " (団体) 10年以上	35
		農業指導等功労者 農業指導功労者 15年以上 家畜衛生等 " 15年以上 農業技術 " 5年以上	14
		農業・農村振興等功労者 農業経営等功労者 10年以上 農業・農村振興 " 10年以上	9

所管部	水産林務部
-----	-------

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数
北海道社会貢献賞	水産業関係 功労者	海難救助功労者 (個人) 30年以上 (団体) 10年以上	50
		漁船事故防止功労者 10年以上	6
	林業関係功労者	森を守り緑に親しむ功労者(個人、団体) 10年以上	10
北海道産業貢献賞	水産業関係 功労者	水産団体等功労者 優良水産業協同組合等功労者 (職員) 15年以上 (役員、団体) 10年以上	35
		海区漁業調整委員等功労者 10年以上 水産業等功労者 (個人) 20年以上 (団体) 10年以上	
	林業関係功労者	森林づくり功労者 (個人) 20年以上 (団体) 10年以上	10

所管部	建設部
-----	-----

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数
北海道社会貢献賞	道路河川関係 功労者	道路愛護等功労者 (個人、団体) 10年以上	4
		河川愛護等功労者 (個人、団体) 10年以上	3
北海道産業貢献賞	建設関係功労者	土木功労者及び住宅都市功労者 (個人) 20年以上 (団体) 10年以上	4

別表第2

表彰状等の規格

規 格	形 式	表 彰 の 種 類
<p>A 2 判 (4 2 0 × 5 9 4 mm)</p>	<p>和 紙、 毛筆縦書</p>	<p>北 海 道 功 労 賞 北 海 道 文 化 賞 等 北 海 道 科 学 技 術 賞 等 栄 誉 賞 等</p>
<p>B 3 判 (3 6 4 × 5 1 5 mm)</p>	<p>スカシ文字入り、 道章天額擬金箔、 右上肩空押、 毛筆縦書</p>	<p>北 海 道 社 会 貢 献 賞 北 海 道 産 業 貢 献 賞 北 海 道 善 行 賞 北 海 道 ス ポ ー ツ 賞 知 事 感 謝 状</p>
<p>A 3 判 (2 9 7 × 4 2 0 mm)</p>	<p>同 上</p>	<p>知 事 賞 状</p>

別記様式1

北 海 道

賞 選 考 調 書

〈表彰の対象〉
 〈表彰の基準〉

所 管 部 名

整理番号	氏 名 表彰候補 又は団体名	生 年 月 日 又は設立年月日	職 名（業） 又は代表者名	住所又は所在地	推薦者名	略歴・受賞歴	事 績 の 概 要	※委員会 決定事項

感 謝 状 ・ 賞 状 贈 呈 実 績 一 覧 表

所管部名

担当課 (内線)	表彰の種類	表彰名	表彰の内容	贈呈開始 年度	表彰年月日	表彰者数	備考

- 1 この一覧表には、前年度に知事感謝状及び知事賞状を贈呈したものについて記載すること。
- 2 表彰の種類欄には、感謝状・賞状の別を記載すること。
- 3 知事賞状を外部に出賞したものについては、備考欄に人事課合議年度を記載すること。